

平成23年11月7日
(照会先)
リスク・コンプライアンス部
コンプライアンスグループ長 佐伯 恵治
参事役 長見 順二
(電話直通 03-5344-1112)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁について

平成23年11月7日付けで下記職員の制裁を行いましたので公表します。

記

1 被処分者

宮崎年金事務所 一般職 30代 男性

2 制裁内容

停職3月

3 事案の概要

被処分者は、平成23年10月15日宮崎市内の大型商業施設内で、買い物に来ていた女性のスカートの中を、傘に隠したデジタルカメラで撮影していたところを警備員に取り押さえられ、宮崎北警察署に迷惑防止条例違反の疑いで現行犯逮捕された。

その後、10月26日に宮崎簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。

※被処分者より退職願が提出されており、本日付けで受理した。

以上